

岩手県監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により行った平成 17 年度の財務に関する事務の執行に係る定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成 18 年 4 月 11 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫
 岩手県監査委員 平 沼 健
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
総務部総務室 (旧岩手県立大学宮古短期大学部分)	平成 18 年 2 月 14 日	川 村 農 夫 谷 地 信 子
岩手県福祉総合相談センター	平成 18 年 2 月 15 日	平 沼 健 一 戸 克 夫
岩手県宮古児童相談所	平成 18 年 2 月 15 日	川 村 農 夫 谷 地 信 子
岩手県環境保健研究センター	平成 18 年 2 月 15 日	平 沼 健 一 戸 克 夫
岩手県工業技術センター	平成 18 年 2 月 15 日	平 沼 健 一 戸 克 夫
岩手県立産業技術短期大学校	平成 18 年 2 月 15 日	平 沼 健 一 戸 克 夫
岩手県立宮古高等技術専門校	平成 18 年 2 月 15 日	川 村 農 夫 谷 地 信 子
岩手県中央家畜保健衛生所	平成 18 年 2 月 8 日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
岩手県農業研究センター県北農業研究所	平成 18 年 2 月 7 日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
岩手県林業技術センター	平成 18 年 2 月 15 日	平 沼 健 一 戸 克 夫
北上川上流流域下水道事務所	平成 18 年 2 月 14 日	平 沼 健 一 戸 克 夫
総務事務センター	平成 18 年 2 月 15 日	平 沼 健 一 戸 克 夫
北上教育事務所	平成 18 年 3 月 10 日	一 戸 克 夫
岩手県立生涯学習推進センター	平成 18 年 2 月 20 日	一 戸 克 夫
岩手県立図書館	平成 18 年 2 月 20 日	一 戸 克 夫
岩手県立盛岡第三高等学校	平成 18 年 2 月 7 日	平 沼 健 谷 地 信 子
岩手県立不来方高等学校	平成 18 年 2 月 15 日	平 沼 健 一 戸 克 夫
岩手県立杜陵高等学校	平成 18 年 2 月 7 日	平 沼 健 谷 地 信 子
岩手県立盛岡農業高等学校	平成 18 年 2 月 8 日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
岩手県立盛岡工業高等学校	平成 18 年 2 月 20 日	一 戸 克 夫
岩手県立盛岡商業高等学校	平成 18 年 2 月 8 日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
岩手県立紫波総合高等学校	平成 18 年 2 月 14 日	平 沼 健 一 戸 克 夫
岩手県立宮古高等学校	平成 18 年 2 月 15 日	川 村 農 夫 谷 地 信 子
岩手県立宮古北高等学校	平成 18 年 2 月 20 日	一 戸 克 夫
岩手県立宮古工業高等学校	平成 18 年 2 月 14 日	川 村 農 夫 谷 地 信 子
岩手県立宮古水産高等学校	平成 18 年 2 月 15 日	川 村 農 夫 谷 地 信 子
岩手県立伊保内高等学校	平成 18 年 2 月 7 日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
岩手県立青山養護学校	平成 18 年 3 月 10 日	一 戸 克 夫
岩手県盛岡東警察署	平成 18 年 2 月 15 日	川 村 農 夫 谷 地 信 子

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 岩手県福祉総合相談センター

ア 通勤手当の支給に当たり、支給要件の随時確認を行っていないものが44件あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 赴任旅費の支給に当たり、移転の事実を証明する書類等の提出がないにもかかわらず、移転料及び扶養親族移転料を支給しているものが7件、500,866円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 岩手県立宮古高等技術専門校 扶養手当、期末手当及び寒冷地手当の支給に当たり、扶養親族の要件を確認していないものが4件あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 岩手県林業技術センター

ア 生産物売払収入の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが1件、224,910円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 行政財産使用料の徴収に当たり、歳入科目を誤っているものが4件、82,490円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 北上教育事務所 勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、74,696円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 岩手県立盛岡第三高等学校 報酬の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが14件、73,060円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 岩手県立不来方高等学校

ア 報酬の支出に当たり、該当する予算科目に令達予算がないにもかかわらず、他の予算科目の令達予算から支出しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 報酬の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが70件、243,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(7) 岩手県立宮古高等学校 扶養手当、期末手当及び寒冷地手当の支給に当たり、扶養親族の要件を確認していないものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(8) 岩手県立伊保内高等学校 旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが、34件、68,160円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(9) 岩手県立青山養護学校 勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、62,947円あったので、適正な事務の執行に努められたい。